

長 第 08130002 号
令和元年 8 月 13 日

各指定介護老人福祉施設管理者
各介護老人保健施設管理者
各指定介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各老人短期入所施設長
各老人デイサービスセンター施設長
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者
各サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

台風 10 号への対応の強化と徹底について

平素より災害に対する対応については、格段の御尽力をいただいているところですが、超大型の台風 10 号が近畿地方に近づいています。

これから長時間にわたり暴風雨や大雨が予想されており、河川の増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、突風等の発生のおそれがあります。

つきましては、各施設におかれては、警戒レベル 3 以上の防災情報が発令された場合は、速やかに避難行動の開始等の対応の徹底をお願いします。

なお、利用者のサービスに影響が出るような被害が発生した場合は、早急に被害状況報告書により報告をお願いします。

記

○早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動の徹底

避難勧告等が発令されていない状況であっても、台風の規模・進路予想等により相当量の雨量による河川水位の急激な上昇や建物への浸水などが見込まれる場合及び身の危険を感じた場合には、これまでの経験や前例にとらわれることなく、躊躇せず速やかに避難すること。

また、平成 31 年 3 月に「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」が改正され、災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を 5 段階に分けた避難情報が発令されることとなったことから、「警戒レベル 3(避難準備・高齢者等避難開始)」が発令された場合は、速やかに避難行動を開始すること。

和歌山県介護サービス指導室
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523